

当社は以下の通り販売方針を定めています。

損害保険・生命保険

取り扱い保険会社（保険商品）の中から以下の方針に基づき、保険会社（保険商品）を選定・推奨し、その中からお客様のご意向に基づき、保険商品を提案することとしております。

株式会社 ジョインハンズ

当社推奨方針のご案内

この度は当社に保険商品のご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

当社は多様な分野の保険商品の取扱いを可能とし、また優位性ある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の保険会社と代理店業務委託契約を締結しております。お客様には、その中から以下の理由により、保険種類ごとにあらかじめ特定の保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることとしております。

ご加入にあたっては以下、特定の保険会社を推奨する理由を必ずご確認のうえ、ご加入をご判断いただきますようお願いいたします。

1. 募集人の権限

■生命保険について

- ・当社の生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。保険会社が承諾した時に、保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は、生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。当社の生命保険募集人に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

■損害保険・少額短期保険について

- ・当社の損害保険／少額短期保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、又は、契約締結の代理権を有しています。
- ・当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険／少額短期保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
- ・お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報について、お客様に同意をいただいた上で、生命保険・損害保険・少額短期保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはございません。

詳しくは、「プライバシーポリシー」をご参照ください。

3. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を当社における対応方針として定め、業務の適切性及び公平性を維持するために反社会的勢力との関係遮断に努め、適正かつ健全な業務の遂行に努めます。

詳しくは、「反社会的勢力に対する基本方針」をご参照ください。

4. 当社の取扱保険会社について

当社の取扱保険会社は下記の通りです。

<生命保険会社（12社）> ※50音順

アクサ生命保険株式会社、FWD生命保険株式会社、SOMPOひまわり生命株式会社、オリックス生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、ソニー生命保険株式会社、ネオファースト生命、日本生命保険相互会社、はなさく生命保険株式会社、マニユライフ生命保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、

メットライフ生命保険株式会社

<損害保険会社（11社）> ※50音順

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、楽天損害保険株式会社、AIG損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、Chubb損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、ニューインディア保険会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

<少額短期保険会社（2社）> ※50音順

アクア少額短期保険株式会社、イオン少額短期保険株式会社、

5. 特定の保険会社を推奨する基準・理由について

当社は、お客様の意向に沿った商品を客観的かつ合理的な理由に基づいてご案内するために、生命保険は保険ナビット検索・比較結果に応じた保険会社を推奨致します。損害保険については①商品知識②事故対応③事務業務すべてにおいて信頼の高いサービスをご提供するため、売上占有率の高い上位5社（損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、AIG損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）を推奨致します。但し、お客様の意向で特殊な保険商品・特約をご希望される場合は、その都度、上記以外の保険会社を推奨いたします。

6. 当社の推奨する特定の保険会社以外の保険会社をご希望の場合

上記にかかわらず、お客様が当社の推奨する保険会社以外の保険会社を希望される場合には、当社取扱保険会社の範囲にて、お客様のご意向に沿った保険会社の保険商品をご案内いたします。当社募集人にその旨お申し付けください。7. 当社の推奨する保険会社以外の保険会社をご案内する例外的対応、ご説明について

お客様に対し以下のケースに該当する場合は、推奨する保険会社以外の保険商品をご案内いたします。

- ①推奨保険会社の保険商品だけでなく、複数の保険商品のご案内をお客様が求める場合、お客様のご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。
- ②お客様のご意向が推奨保険会社の商品では合致しない場合は、お客様のご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。
- ③生命保険については、お客様の健康状態等により推奨保険会社以外で適した保険商品があるため、お客様のご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客様に適した保険商品をご案内いたします。

- ④損害保険については、保険の対象や引受リスクによって保険会社の引受基準に合わない場合、お客様のご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客様に適した保険商品をご案内いたします。
- ⑤損害保険の更新を希望されている場合には、原則お客様が前回ご契約いただいている保険会社の保険商品でご提案を行います。その際、あらためて特定の保険会社の商品を提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。
- ⑥インターネットにより申込みができる保険商品は、販売プラン等が限定されているため、推奨保険会社および推奨保険商品は定めないものとします。
- ⑦当社が運営する各種保険比較サイト上より、お客様が保険会社や保険商品を指定しお問い合わせされた保険会社の保険商品を提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。
- ⑧発売から 1 年以内の新品につきましては、お客様への情報提供の観点より、推奨保険会社以外の保険商品もお客様のご意向に合わせご提案いたします。
- ⑨自賠償保険については強制付保かつ業界共通商品であるため、推奨理由のご説明は省略させていただきます。

8. 情報提供義務の対象外となる保険契約について

保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者に対し以下の保険契約については情報提供義務の適用除外となりますので、推奨理由のご説明は省略いたします。

- ①被保険者が負担する保険料がない保険契約
- ②保険期間が 1 ヶ月以下かつ被保険者が負担する保険料が 1,000 円以下の保険契約
- ③被保険者に対する商品の販売、役務の提供又は行事の実施等に付随して締結する保険契約
- ④確定拠出年金等、年金制度の運営者が契約者となり、同制度の加入者が被保険者となる保険契約
- ⑤既に締結している保険契約の一部を変更する場合の、変更がない部分について
- ⑥その他、一律の手法によらない情報提供が許される以下の保険契約
 - (i)事業者の事業活動に伴って生じる損害をてん補する保険契約、その他契約内容の個別性・特殊性が高い場合
(工場の火災保険等の事業者向けの保険等)
 - (ii)保険料の負担が少額（年間 5,000 円以下）の場合
 - (iii)団体保険契約において、保険契約者である団体に対して行う

9. 共同募集における推奨保険会社について 他代理店との共同募集における推奨保険会社については、お客様からのご意向がない限り、当社が取扱いしている保険会社の中で、他代理店の推奨方針や基準に基づくものとします。

* 5 の特定の保険会社を推奨する基準・理由については、各支店で異なる場合があります。
支店でのお問い合わせはご確認下さい。